

事業者ならびに産業保健スタッフの皆さまへ

平成27年12月1日からストレスチェックの実施が義務になりました。

なお、労働者50人未満の事業場については、当分の間、努力義務です。

本制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする。(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す。
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。

ストレスチェック制度のポイント

- ① 常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務になります。
- ② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含む必要があります。
- ③ 検査の結果、一定の要件(高ストレスと判定された者など)に該当する労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。
- ④ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を講じることが義務となります。
- ⑤ 面接指導の申出を理由として、労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位(役職)の変更等も行ってはいけません。



※ ストレスチェックの結果は、直接本人に通知し、本人の同意がない限り、事業者に提供してはいけません。

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

事業者による方針の表明

実施前

衛生委員会で調査審議

労働者に説明・情報提供

チス
エト
クス

※一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が含まれる。

※以下は努力義務

実施者（医師、保健師等※）によるストレスチェックを実施

（実施者）
ストレスチェックの結果を労働者に直接通知
※この他、相談窓口等についても情報提供

（実施者）セルフケア

※必要に応じ相談窓口利用

（実施者）結果の事業者への通知に同意の有無の確認

（実施者）同意有りの場合

（実施者又）ストレスチェックの結果を職場ごとに集団的分析

（実施者）事業者に結果通知

（実施者）集団的分析結果を事業者に提供

集団分析

（実施者）面接指導の申出の勧奨

＜面接指導の対象者＞

（実施者）労働者から事業者へ面接指導の申出

※申出を理由とする不利益取扱いの禁止

事業者から労働者へ面接指導実施の依頼

※申出を理由とする不利益取扱いの禁止

医師による面接指導の実施

医師から意見聴取

職場環境の改善のために活用

必要に応じ就業上の措置の実施

※労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行ふ

※不利益取扱いの禁止

全体の評価

ストレスチェックと面接指導の実施状況の点検・確認と改善事項の検討